

**青梅市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

上記の議案を提出する。

令和5年9月6日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

青梅市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第36条第3項中「第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」との次に「、「の同号」とあるのは「の同条第1号」と」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。